

令和2年

2月号

濱田会計事務所通信

令和2年2月1日発行 Vol.30

今まであまり神社参りなどはした事がなかったのですが、今年は1月10日に家族と一緒に「えべっさん」の総本社、西宮神社の十日えびすに行って来ました。帰り際におみくじを引くと「大福」の赤い文字。巫女さんによると大吉よりも縁起が良いものだとか。そういえば七福神など何となくは知っていますが、その由来や伝承などは学校では教えてもらえないですね。今年は日本の神話とかも勉強してみようかな。



< 税務/会計トピックス >

書類の保管期間

事業を営んでいる方であれば、日々作成した経理の書類を大事な決算又は確定申告の為に、きちんと保管されているかと思います。決算・確定申告が終わった後でも、それらの帳簿書類を一定の期間保管しておかなければなりません。

税法では申告後、個人の場合は最大7年、法人の場合は最大10年間の保存義務があります。

【青色申告の個人事業主の帳簿書類の保存義務】

帳簿：仕訳帳、総勘定元帳、現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳、固定資産台帳など	7年
決算関係書類：損益計算書、貸借対照表、棚卸表など	7年
現金預金取引等関係書類：領収証、小切手控、預金通帳、借用証など	7年
その他の書類：取引に関して作成し又は受領した上記以外の書類 (請求書、見積書、契約書、納品書、送り状など)	5年

【白色申告の個人事業主の帳簿書類の保存義務】

収入金額や必要経費を記載した帳簿(法定帳簿)	7年
その他の帳簿や書類	5年

【法人の帳簿書類の保存義務】

帳簿書類の全て	7年
欠損金(赤字)が発生している事業年度の年度分	10年

上記は税法の定めによるものですが、商法や会社法では帳簿(決算書、総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売上帳、仕入帳、売掛金元帳、買掛金元帳、固定資産台帳、株主資本等変動計算書、個別注記表など)の保存期間は10年間と定められています。

税法、会社法以外にも業種によっては関連する法律で帳簿書類等の保存期間が定められている場合もあります。決算書や申告書等大事な書類は保存期間が終了しても保存する事をおすすめします。

また、廃業・清算結了をした場合であっても帳簿書類は保管しておく必要があります。

事業・会社が終わったからといって、処分しないように注意してください。

参考：国税庁 HP

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/01_2.htm

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5930.htm>



< 相続・贈与のお話 >

被相続人の居住用財産(空き家)を売ったときの特例

相続又は遺贈により取得した被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋の敷地等を、平成 28 年 4 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日までの間に売却し一定の要件に当てはまるときは、譲渡所得の金額から最高 3,000 万円まで控除することができます。

これを、被相続人の居住用財産(空き家)に係る譲渡所得の特別控除の特例といいます。

特例の対象となる「被相続人居住用家屋」とは、相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋で、次の 4 つの要件全てに当てはまるものをいいます。

昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたこと

区分所有建物登記がされている建物でないこと

相続の開始の直前において被相続人以外に居住をしていた人がいなかったこと

相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと

適用要件

- ・ 相続等により取得した相続人が、相続があった日から 3 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに売却すること
- ・ 売却代金が 1 億円以下であること
- ・ 家屋を取り壊すか家屋を売却する場合は一定の耐震基準を満たすものであること
- ・ 売った家屋や敷地等について、相続財産を譲渡した場合の取得費の特例や収用等の場合の特別控除など他の特例の適用を受けていないこと
- ・ 同一の被相続人から相続又は遺贈により取得した被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋の敷地等について、この特例の適用を受けていないこと
- ・ 親子や夫婦など特別の関係がある人に対して売ったものでないこと



この特例の適用を受けるためには、必要書類を添付して確定申告をすることが必要です。気になる方はご相談下さい。

事務所からのお知らせ

発行した事務所通信は順次ホームページにも掲載予定です。

また、メールマガジンとして同内容を配信しておりますので、配信をご希望の方はご連絡下さい。



事務所へお車でお越しの方は、駐車場は一部契約のため、斜線部分に駐車をお願い致します。



濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎 2 丁目 4 - 1 3

TEL : 079-229-9041

Fax : 079-229-9049

E-Mail : info@hamadakaikei.jp

URL : http://hamadakaikei.jp

会社のこと、事業のこと、
相続のこと・・・

一緒に考えましょう!

